

<論 説>

「中華人民共和国農村土地請負法」の検討

——土地利用の効率化と土地財産の保障の実現の視点から——

柳 澤 和 也

目 次

問題の所在

1. 「農村土地請負法」の構成
2. 「農村土地請負法」の検討
3. 「農村土地請負法」の課題

結論

附録 「中華人民共和国農村土地請負法」

問題の所在

2002年8月29日、「中華人民共和国農村土地請負法」（以下、「農村土地請負法」と表記する）が中華人民共和国第9期全国人民代表大会常務委員会第29回会議で採択され、即日公布された。同法は、2003年3月1日に施行されたばかりである。

同法制定の目的と背景、および提言というかたちで同法制定に強い影響を及ぼしてきた中国（海南）改革發展研究院（以下、中改院と表記する）については、前稿^{*1}で紹介したので、詳細はそれに譲る。本稿の冒頭では、最初に前稿では紹介できなかった同法制定の主体について言及し、次いで同法制定の目的の要点のみについて再確認しておくことにしよう。

同法制定の主体は、「農村土地請負法」起草組である。「農村土地請負法」起草組は、起草指導小組と起草工作小組からなり、前者が法案の目的と概略を提示し、後者がそれに基づいて実際に草案を起草し、前者がまたその検討を行うという分業体制を採っていたと思われる^{*2}。起草指導小組と起草工作小組のいずれにも、農業・農村問題の専門家が数多く見受けられる。「農村土地請負法」は、草案作成者の顔触れから、同法に先行して制定された農村の土地の権利義務関係を規定する関連法規に比して、より農業・農村の実情に即していることが内容の検討に先立って窺えるのである。

続いて、同法制定の目的は、大別すると2つになる。目的の第一は、農業政策担当者の立場にたち、土地利用の効率化をめざすことである。土地利用の効率化をめざすとは、農民の自発的な「土地請負経営権」の移転を間接的に支援し、過度に零細化している農業経営規模^{*3}を漸次拡大していくことである。中国政府は、2001年12月に実現した世界貿易機関（WTO）への加盟によって、あらゆる産業分野での自由化（輸入量制限の撤廃と関税の引き下げ）を段階的にすすめてい

かなければならなくなつた。もちろん、農業分野も例外ではない。中国の農産物が国際競争力を獲得できるか否かは、ひとえに農業経営規模の拡大如何にかかっていると見える。なお、「農村土地請負法」第16条に規定される「土地請負経営権」とは、請負契約に基づいて請負受託方である農民に与えられる請負地の使用・収益および同権利移転の権利と生産・経営の自主的組織および生産物の自主的処分の権利である。「土地請負経営権」についての同様の規定は、1993年7月に施行された「中華人民共和国農業法」(以下、「農業法」と表記する)第13条にもみられる。「農村土地請負法」制定の目的の第二は、農民の立場にたち、土地財産の保障を実現していくことである。農民が経営する農地は、農民にとって不可欠の生産手段であり社会保障手段でもある。近年、「三農」(農業・農村・農民)問題^{*4*5*6}の深刻さが伝えられるなかで、国家が法規によって農民の「土地財産権」を強化していくことは、当然とられるべき対応であるといえるだろう^{*7}。また、農民の「土地財産権」の強化は、「土地請負経営権」の移転を軸にした農業経営規模拡大の前提でもある。

本稿の目的は、上記主体によって上記2つの目的を達成すべく制定された「農村土地請負法」を検討し、現代中国農村における同法の意義と課題を社会経済学の見地から明確にすることである。なお、本稿末に「農村土地請負法」の全文を訳出しておくので、本稿で言及しない同法の仔細あるいは全体については、そちらを参照されたい。

1. 「農村土地請負法」の構成

「農村土地請負法」は、以下のように、全5章全65条で構成される。

第1章 総 則 (第1条~第11条)

第2章 家庭請負 (第12条~第43条)

第1節 請負委託方と請負受託方の権利と義務 (第12条~第17条)

第2節 請負の原則と手続 (第18条~第19条)

第3節 請負期限と請負契約 (第20条~第25条)

第4節 土地請負経営権の保護 (第26条~第31条)

第5節 土地請負経営権の移転 (第32条~第43条)

第3章 その他方式の請負 (第44条~第50条)

第4章 争議の解決と法律責任 (第51条~第61条)

第5章 附 則 (第62条~第65条)

同法一読後の筆者の印象は、同法には中改院が提言してきた事柄^{*8*9*10*11}のかなりの部分が反映されている、というものであった。中改院の提言は、1980年代から1990年代の農村で土地の権利義務関係をめぐって生じていた実際の諸問題を整理・分析したうえでなされてきたために、実に説得力があった。それゆえ、全国人民代表大会常務委員会のもとに組織された「農村土地請負法」起草組も、中改院の提言を積極的に採用したのであろう^{*12}。したがって、同法は、

土地利用の効率化と土地財産の保障という2つの目的を実現するうえで生じている係争と今後生じるであろう係争にたいして、法律の形式上は相当程度対応できるようになっていると判断される。

2. 「農村土地請負法」の検討

それでは、検討が必要と思われる「農村土地請負法」の条文をみていくことにしよう。

■「土地請負経営権」と「土地使用権」の関係

第1条は、同法制定の目的を明らかにしている。すでに、筆者は、同法制定の目的は、土地利用の効率化と土地財産の保障の2つであると述べたが、第1条では、それを以下の4つの文言で表現している。第一は、家庭請負経営を基礎とする系統的に分かたれた双層経営体制^{*13}を安定かつ完全なものとする。第二は、長期的かつ保障を完備した「土地使用権」を農民に付与すること。第三は、農村の土地の請負当事者の合法的利益を保護すること。第四は、農業・農村経済の発展と農村社会の安定を促進すること、である。

ここでは、「農村土地請負法」制定の目的の第二にあげられた文言に注目したい。「農村土地請負法」制定の目的のひとつが完全なる「土地使用権」を農民に付与することにあるとは、すなわち、完全なる「土地使用権」を農民に付与するためには、「土地請負経営権」の確定・強化が不可欠である、ということの意味している^{*14}。中改院は、長期的かつ保障を完備した「土地使用権」を農民に付与せよという提言をこれまで一貫して主張してきたので、この文言が「農村土地請負法」に採用されたこと自体はとりたてて奇異なことではない。しかし、「農村土地請負法」制定の目的として上述の点が掲げられている以上、「土地請負経営権」と「土地使用権」の関係については、若干の解説と検討を加えておく必要があるだろう。両権利は、1987年1月に同時に施行された2つの法律によって、現代中国の法体系のなかにはじめて登場した権利概念であった^{*15}。

1987年1月時点における「土地請負経営権」の根拠法は、「中華人民共和国民法通則」（以下、「民法通則」と表記する）と「中華人民共和国土地管理法」（以下、「土地管理法」と表記する）であった（1993年7月以降になると、この2法に「農業法」が加わることになる）。「民法通則」は、第80条第2項で、「公民・集団は、法に基づいた集団所有地の請負経営権あるいは国家所有地であるが集団で使用する土地の請負経営権について法律の保護を受ける」と定めている。「民法通則」とは、「民事立法におけるいくつかの共通の原則・制度は単行法によって個別に規定すべきではないという考えに基づき」^{*16}、後に「民法典」を構成するであろう法律に共通する原則・制度のみをとりだして（先取りして）制定された法律である（現代中国の立法機関は、改革開放路線への転換以後も、政治・経済・社会の現状に即した「民法典」の制定にむけて努力を重ねてきた。しかし、1982年5月、経済体制改革のさなかにある自国の現状において「短期間に完備された民法典を制定することはできない」^{*17}という立場を明らかにし、民事に関する諸々の単行法を個別に制定した後、それらを「民法典」に統合していく方針

を宣言したのである*18。なお、「民法典（草案）」の初案は、2002年12月23日、第9期全国人民代表大会第31回会議に提出されており*19*20、「民法典」は、十分に審議を重ねたうえで、2010年を目途に制定される予定である。他方、「土地管理法」は、第12条第3項*21で、「土地の請負経営権は、法律の保護を受ける」と定めている。「土地管理法」とは、国家が国土全体の管理・保護・開発・合理的利用をすすめる目的で制定した法律である。「土地の請負経営権」は、このように、まったく異なる目的のために制定された「民法通則」と「土地管理法」を根拠法として、家族農業経営を支える権利として成立したのであった。

あらためて言及するまでもなく、本稿で検討される「農村土地請負法」は、「民法通則」第80条第2項と「土地管理法」第12条第3項（現第14条第1項）で定められた「土地の請負経営権」を専門的に規定するための法律として、施行されたものである。同法は、「民法通則」と「土地管理法」の施行から16年の歳月を経てようやく施行されるに至った。なお、「農村土地請負法」では、「土地の請負経営権」（「土地的承包経営権」）を「土地請負経営権」（「土地承包経営権」）と表記するようになっていることをつけ加えておこう。

これにたいして、1987年1月時点における「土地使用権」の根拠法は、「土地管理法」のみであった。「土地管理法」は、第11条*22で、「土地の所有権と使用権は、法律の保護を受ける」と定めている。実は、「土地管理法」は、「土地請負経営権」と「土地使用権」の2つの権利に言及した法律であったのである。翌年4月になると、「中華人民共和国憲法」（1982年12月に新たに制定された「憲法」である。以下、「憲法」と表記する）も、「土地管理法」の根拠法のひとつに加わることになった*23。「憲法」は、このとき第10条第4項に、「土地の使用権は、法律の規定に基づいて譲渡することができる」という一文を書き加えた。「憲法」は、「土地の使用権」が第三者へ譲渡可能であることを「土地管理法」に先行して認めたのである。「土地管理法」で「土地使用権」の第三者への譲渡を認める条文が第2条第4項*24として新設されたのは、同年12月の同法改正時であった。

以上で紹介したように、「土地請負経営権」と「土地使用権」は、「民法通則」と「土地管理法」が施行された1987年1月以後、現代中国の法体系のなかに登場するようになった。農業生産責任制（「包産到戸」）の導入から農家経営請負制（「包幹到戸」）への移行とともに成立・強化・拡大してきた農民の「耕作権」にはじまる諸権利は、ここにしてようやく、明確な法律的根拠を与えられたのであった。しかし、両権利の登場は同時に、新たな問題をもつくりだすことになった。実は、「土地請負経営権」と「土地使用権」のいずれにしても、明確な定義が与えられていなかったために、現代中国の法学者と農業政策担当者はそれぞれ、「土地請負経営権」と「土地使用権」はいったいどのような関係にあるのか、また両権利のいずれをも侵害することなく農村の土地問題を処理するには具体的にどうすればよいか、という疑問に突きあたらざるをえなくなったのである。現代中国の法学者は、自ら発した問いかけにたいして、法規内と法規間の整合性が失われないように何らかの回答（解釈）を用意する必要に迫られ、基層の農業政策担当者

は、法学者の自問自答を遠目にしつつも、両権利の存在を独自の解釈を交えながら農民に理解してもらう広報活動^{*25}に努める必要に迫られたのであった。

なお、「土地請負経営権」と「土地使用権」の関係については、現代中国の法学界では大別すると2つの見解が示されており、現在に至るまで共通見解をみいだすには至っていない^{*26}。両権利は、法律の文面をみるかぎりでは、相互補完関係にあるとも上位下位関係にあるとも解釈されてしまうのである。現代中国の法学者のあいだで「土地請負経営権」と「土地使用権」の関係について異なる解釈が相対する理由は、両権利に明確な定義が与えられていなかったことに加え、「土地使用権」の成立時点からの根拠法である「土地管理法」それ自体が農村公有地（集団所有地）の権利義務関係を確定・処理することよりも都市国有地の権利義務関係を確定・処理することを主眼として制定されたからであろう。都市国有地における権利義務関係の確定と処理は、都市人民政府が1980年代半ばに「都市建設の財源確保と国家財政の再建」を図るために従来は徴収していなかった地代を国有企業や集団所有企業に求めていく方針に転換したことにさいして、また外資企業（合弁・合作・独資の「三資企業」）への用地提供をはじめることにより、早急に対応を迫られていた課題であった^{*27*28*29}。「土地管理法」が都市国有地の権利義務関係の確定と処理を優先していることは、「土地使用権」の権利義務関係を具体的に規定する実施条例の制定を約束した同法第56条に沿って、都市国有地の「土地使用権」のみに限定された実施条例である「中華人民共和国都市部国有地使用权の設定と譲渡に関する暫定条例」を「土地管理法」施行からわずか3年余り後の1990年5月に早々に公布・施行させたことにも垣間みることができる。これにたいして、農村公有地（集団所有地）の「土地使用権」をも包括した実施条例である「中華人民共和国土地管理法实施条例」が公布されたのは、「土地管理法」の施行から約12年後の1998年12月、施行は翌年1月であった。こうした経緯をみると、「土地管理法」における農村公有地（集団所有地）に関する規定は、同法の対象が現代中国の国土全体に及ぶことが望ましいと考えられた結果、形式を整える必要上からつくりあげられたものであることを強く印象づけるのである。

ともあれ、「土地請負経営権」と「土地使用権」の曖昧な関係は、「農村土地請負法」と並行して審議され、なお審議の途上にある「中華人民共和国物権法（草案）」（以下、「物権法（草案）」と表記する）か、あるいは先述した「民法典（草案）」の「物権篇」が採択された段階で、はじめて決着することになりそうである^{*30}。「農村土地請負法」の検討という本稿の目的からは逸脱するが、どのような内容の「物権法（草案）」が起草されているかについて、これまでの経緯をたどりながらやや詳しく紹介しておくことにしたい。

「物権法（草案）」の作成は、1998年3月、立法機関が9名の民法学者と専門家からなる民法起草工作小組^{*31}に「物権法（草案）」の起草を付託したことはじまる。しかし、民法起草工作小組内では、作成されるべき「物権法（草案）」の構成をめぐる当初から意見が対立していた。民法起草工作小組は、この対立を小組内で拙速に解消する必要はないという判断のゆえか、1998

年3月25日から翌26日にかけて行われた会議の場で、とくに対立する意見を述べた2人の人物のそれぞれに「物権法(草案)」の作成を委ねることを決めた。2人の人物はそれぞれ、協力者とともに、「物権法(草案)」を作成していったのである^{*32}。一方のグループの「物権法(草案)」は、梁慧星(中国社会科学院法学研究所教授)ほか8名^{*33}によって1999年10月に提起された^{*34*35}。もう一方のグループの「物権法(草案)」は、王利明(中国人民大学法学院教授)ほか5名^{*36}によって2000年12月に提起された^{*37}。梁慧星は、前者を「社科院草案」、後者を「人民大学草案」と呼んでいるので、本稿もこれに倣うことにしたい。ここでは、「社科院草案」と「人民大学草案」の相違点を「土地請負経営権」と「土地使用权」への対応という一点に限定して言及しておくことにする。

「社科院草案」の特徴は、3点に絞られていた。特徴の第一は、第3章の第196条から第229条を「基地使用权」、第4章の第230条から第259条を「農地使用权」(梁慧星は、「農地使用权」は、「日本国民法の永小作権に相当する」と述べている)という権利にあてていたことである。「基地使用权」は、「他人が所有する土地に建築物あるいはその他の付着物を建造して所有するために他人の土地を使用する権利」(第196条)、「農地使用权」は、「栽培、養殖、牧畜等の農業目的で国家あるいは集団が所有する農用地について占有、使用、収益をなす権利」(第230条)、と定義されていた。現在の「土地管理法」は、第4章の第31条から第42条で耕作地について、第5章の第43条から第65条で建設用地について規定しているが、第3章の第17条から第30条で土地利用全体計画を定めているように、非農用地の「土地使用权」と農用地のそれとを質的に区別していない。しかし、「社科院草案」は、非農用地の「土地使用权」を「基地使用权」、農用地の「土地使用权」を「農地使用权」として区別し、それぞれに異なる性質を与えていたのである。特徴の第二は、第236条で「農地使用权」の最長設定期限を50年と定め、さらに第252条でその自動的延長を認める条文を設けていたことである^{*38}。「社科院草案」は、「農村土地請負法」の規定よりもはるかに強い権利を農地使用权者に与えていたといえよう。特徴の第三は、244条で「農地使用权者は土地を請負にだして他人に経営させることができる」(傍点—筆者)と定めていたように、現在の「土地請負経営権」は、農地使用权者と農業経営を代行する第三者とのあいだで結ばれる請負契約に基づいて発生する農業経営代行者の権利として位置づけるつもりであったと推察されることである^{*39}。こうした「社科院草案」の「土地請負経営権」と「土地使用权」にたいする対応の背景には、農村の土地に関する「現行法律・法規^{*40}の相互不協調・重複規定・相互抵触」^{*41}を解消する狙いと一部地方で実際に行われている措置^{*42}をそのまま肯定しようという狙いとがみとれた。したがって、「社科院草案」を骨格にした「物権法(草案)」が採択されることになれば、「土地管理法」と「農村土地請負法」の位置づけは、「物権法」体系のなかで前者が一般法、後者が特別法として確定されることになったといえる。

これにたいして、「人民大学草案」は、「社科院草案」とは大きく異なる構成をとっていた。「人民大学草案」は、「用益物権」について規定した第3章第1節の第233条から第270条を「土

地使用权」, 同第2節の第271条から第297条を「農村土地請負經營權」, 同第3節の第298条から第309条を「宅地使用权」にあてていた。「人民大学草案」では、「土地使用权」は、「開發利用, 生産・經營, 社会公益事業を目的として国家所有地と集団所有地に建築物およびその他附着物を建造し占有, 使用, 収益をなす権利」(第233条), 「農村土地請負經營權」は、「栽培, 放牧等の農業生産を目的として集団所有地について占有, 使用, 収益をなす権利」(第271条), 「宅地使用权」は、「都市と農村の居住者が国家所有地あるいは集団所有地に住居を建設して居住する権利」と定義していた(第298条)。また、「人民大学草案」は、「土地使用权」, 「農村土地請負經營權」, 「宅地使用权」の最長設定期限についても、それぞれ異なる年数を設定していた。「土地使用权」は、国家所有地と集団所有地で区分され、前者は「土地管理法」等の規定に倣うので現行では30年、後者は契約当事者の協議によって随意の年数となっていた(ただし、永久は不可とされていた)(第241条・第243条)。「農村土地請負經營權」は、50年であった(第274条)。「宅地使用权」の最長設定期限は、とくに定められていなかった。「人民大学草案」では、権利の定義および最長設定期限の相違から明らかなように、「土地使用权」, 「土地請負經營權」, 「宅地使用权」は、土地利用の目的によって明確に区別された権利概念となっていたのである。王利明とかれとともに「人民大学草案」の起草にあたった房紹坤(烟台大学法学院教授)によると、「人民大学草案」が「土地使用权」と「土地請負經營權」を並列する理由は、現代中国ではこれまで農家經營請負制を定着させ安定させるための一連の政策と法律を数十年にわたって実施・施行しており、「土地請負經營權」の概念を取り消すことは、これまでの一連の制度を完全に廃止することに等しく、実践のなかではおそらく不可能である^{*43*44}、と考えたためである。要するに、「人民大学草案」は、度重なる権利概念の変更は、農村に無用の混乱をもたらす危険性が高いゆえに、両権利を並列する形態をとらざるをえなかったというのである。

その後、2つの「物権法(草案)」は、法制工作委員会民法室で検討され、草案の一本化がはかられた。一本化された草案は、「法工委民法室草案」として2001年5月22日から29日にかけて開催された物権法専門家討論会で提起されている。「社科院草案」の提起からは1年7ヵ月後、「人民大学草案」の提起からは5ヵ月後のことであった^{*45}。梁慧星が紹介している「法工委民法室草案」の構成をみると、「法工委民法室草案」における「土地使用权」と「土地請負經營權」の位置づけは、「人民大学草案」を踏襲するものであった。「法工委民法室草案」では、第5章の第98条から117条が「土地請負經營權」, 第6章の第118条から139条が「建設用地使用权」, 第7章の第140条から150条が「宅地使用权」にあてられており^{*46}、農地に関しては「土地使用权」と呼ばれる権利概念は存在しなかった。現在、農地にも設定されうる「土地使用权」は、「土地請負經營權」と統合することで独立した権利概念ではなくなったということであろう。また、権利の最長設定期限については、「社科院草案」(「農地使用权」)と「人民大学草案」(「農村土地請負經營權」)のいずれもが50年と規定していたが、「法工委民法室草案」(「土地請負經營權」)では30年に短縮されていたと聞く。農民の「土地財産權」の保護という観点からいえば、後退し

ているように思われるかもしれないが、実際はかならずしもそうではない。この点については、「農村土地請負法」に定められた請負期限の上限について検討するさいに言及することにした。

もともと、この「法工委民法室草案」は、「物権」についての定義を欠いていた等の指摘をはじめ、多くの批判を浴びたこともあり、およそ半年を要して大きく改められた。「法工委民法室草案」は、「物権法(草案)」を起草してきたいづれにとっても、これまで議論されてきた「物権法(草案)」をふまえたうえで提起されたものには映らなかったであろう。大幅に修正された「法工委民法室草案」は、2001年末から2002年1月にかけて「物権法征求意见稿」として各大学法学院、人民法院、国务院各部門に配布された^{*47}。法制工作委员会民法室は、関係各所の意見を再び求めたのである。ただし、「物権法征求意见稿」でも、「土地使用权」と「土地請負経営権」の位置づけは、「法工委民法室草案」と同様であった。権利の最長設定期限についても、同様であると聞いている。ともあれ、こうした草案のとりまとめの方向から察するに、「物権法(草案)」の最終案のもとでは、両権利が同一の土地のうえに同時に発生するという事態はほぼ確実に回避されるようである。くり返しいえば、「土地使用权」は、非農業(社会公益事業を含む)を目的とする土地の利用にさいして発生し、「土地請負経営権」は、農業を目的とする土地の利用にさいして発生することになる。現在、法制工作委员会民法室は、「物権法(草案)」作成の最終作業を引き続き行っているという。

■請負期限の上限

それでは、「農村土地請負法」に限定した検討に戻ることにしたい。「農村土地請負法」第20条は、請負期限について規定している。耕地・草原・林地のうち、耕地のみについていえば、請負期限の上限は30年とされ、中国共产党中央委員会と国务院の1993年11月の指示・通達^{*48}で定められた期間を「土地管理法」と同様に踏襲するにとどまった(草原の請負期限の上限は30年から50年、林地の請負期限の上限は30年から70年である)。この点は、「物権法(草案)」および「民法典(草案)」の「物権篇」の動向と軌を一にしていたと思われる。中改院が提言してきた請負期限のさらなる長期化、「少なくとも50年、ひいては70年、100年」^{*49}とは、大分かけ離れた結果になったといえる。2002年11月に他界した全国人民代表大会農業・農村委員会副主任兼「農村土地請負法」起草指導小組組長であった柳随年によれば、草案では当初、「少なくとも30年」(傍点——筆者)と規定され、集団経済組織^{*50}が請負期限を30年以上の長期で設定できるように規定に幅がもたせられていたという^{*51}。しかし、この幅は、請負期限が際限なく拡大される事態の発生を懸念する関係者の反対により、中華人民共和国第9期全国人民代表大会常務委員会第29回会議に提出される段階では削られることになった^{*52}。

そもそも30年という請負期限は、ひとたび耕地を請け負った農民が少なくとも現役で農業を営むあいだ、同一耕地での経営が可能となるように配慮して設定されたものである。しかし、30年という請負期限は、その反面では、所有権者である集団経済組織が30年をひと区切りにして

土地請負経営権者を変更しうる権利を保有しているということでもある*53。「農業法」は、第13条第2項で、請負地を経営する農民あるいは各種団体は、請負契約が満期を迎えたときにその請負地を優先的に請け負える権利を有すると定めているが、実際、この条文が空文と化している場合は多いといわなければならない。したがって、この30年という請負期限にたいする評価は、立場をどこにおくかによって大きく異なってしまうのである。

察するに、請負期限を従来どおり30年とするか、あるいはそれ以上に延長するかは、「農村土地請負法」起草組でも相応の時間を割いて議論された難問であったに違いない。少なくとも今世紀半ばまでは増加の一途をたどるであろう農村労働力人口の農村の土地にたいする圧力の強さを勘案すると、集団経済組織が村民全体の請負地配分を30年後の請負契約更新時で調整することは、就業構造の転換が着実にすすむと予想される地域を除き、ほぼ不可避であるといわざるをえない*54。それゆえ、30年を超えた請負期限の設定は、「農村土地請負法」起草指導小組でも最終的に撤回するしかなかったのであろう。新規労働力人口の大部分が農外産業に雇用を確保していないかぎり、農民のすべてが現行の請負契約を数十年後に無条件で更新することは物理的な困難をともなう。農民1人あたり請負面積は、人口圧力によって、否が応でも減少していかざるをえないからである。とはいえ、他方では、農民の「土地財産権」を強化したうえで「土地請負経営権」の移転を期待するためには、30年の請負期限では短すぎるという想いも同時によぎる。土地を請け負う農民の多くは、この第20条の規定によって、30年後に請負地を縮小（一部返還）することに同意せざるをえない。現時点で土地を請け負っている農民の多くは、30年後に請負地が縮小（一部返還）されるという前提のもとで、農業経営に従事しているのである。農業収入を軸にして経営と生計を維持していくことは、農民の多くにとってもはや許されない行為になっているのである。

こうした難問にたいする妥協点が、草案の段階でみられた「少なくとも30年」という表記であったといえる。しかし、前述のように、「少なくとも」という表記は、採択された「農村土地請負法」の条文では削除されており、単に「30年」という表記がなされているにすぎない。

■請負方法の差別化

第3条第2項は、第2条で規定された農村の土地（耕地・林地・草原・その他）を通常土地と四荒地（荒れ山・荒れ溝・荒れ斜面・荒れ下湯）とに分け、前者では家庭請負方式を実施し、後者では入札・競売・公開協議等の方式で請け負わせることを指示する条文である。

さきの柳随年は、通常土地で家庭請負方式を実施する理由は、国家が農家にたいする社会保障の意味合いを強くうちだしているためであると説明している。国家は、公平の実現を第一に考え、通常土地で家庭請負方式を実施する、というのである。他方、柳随年は、四荒地で入札・競売・公開協議等の方式を実施する理由は、国家が効率の追求を第一に考えているためであると説明している*55。柳随年の説明は、あまりにも簡単なものであるので、以下では、この柳随年の説明を補足しておくことにする。

通常の土地で実施される家庭請負方式は、第 15 条の規定によって、契約当事者を集団経済組織内の農家に限定している。要するに、その村に戸籍をもつ者のみが集団経済組織とのあいだで土地の請負契約を締結できる、ということである。逆をいえば、その村に戸籍をもたない者や村外の各種団体は、その村の土地を請け負うことはできない、ということになる。他方、四荒地で実施される入札・競売・公開協議等の方式は、第 47 条と第 48 条の規定にみるように、契約当事者を集団経済組織内の農家に限定していない。「当該集団経済組織以外の各種団体あるいは個人」にたいしても、広く機会を与えているのである。請負契約は、入札・競売・公開協議のいずれにしる、請負費の最高額を提示した各種団体あるいは個人と結ばれる（請負費その他の条件が同等の場合、第 47 条の規定に基づき、村に戸籍をもつ者が優先される）。集団経済組織は、四荒地の請負費収入を競争原理を通じて最大化できると同時に、四荒地の開発を請け負わせることによって耕地面積の拡大を促すこともできる。また、都市近郊の集団経済組織は、請負地の耕作を希望する構成員農家が少ないために、全国的にみれば農業人口にたいする耕地の割合が低いにもかかわらず多くの耕地の経営が放棄され四荒地と化しているという現状を当該集団経済組織以外の各種団体あるいは個人に四荒地を請け負わせることを通じて打開することができるのである。これらの点が、柳随年のいう効率の追求を第一に考えるという意味である。

■「物権」的「土地請負経営権」と「債権」的「土地請負経営権」の設定

集団経済組織と個人あるいは各種団体とのあいだの請負契約によって生じる「土地請負経営権」は、請負方式が通常の耕地と四荒地とで異なることに関係して、異なる性質をもつ 2 つの権利として了解されることになった（柳随年は、草案を審議していた過程で、通常土地で実施される家庭請負方式の「土地請負経営権」は、「物権」的保護を受け、四荒地で実施される入札・競売・公開協議等の方式の「土地請負経営権」は、「債権」的保護を受ける、という「農村土地請負法」起草指導小組の見解を発表している*56）。

通常土地で実施される家庭請負方式に基づく「土地請負経営権」は、第 2 章（第 12 条～第 43 条）の諸規定によって、「物権」的扱いを受けることを実質的に明確にしている。たとえば、第 16 条は、請負受託方が有する権利を明記した条文であり、その（1）として、「法に基づく請負地の使用・収益および土地請負経営権移転の権利」と「生産・経営を自主的に組織し生産物を自主的に処理する権利を有する」と定めている。また、後段の第 26 条から第 31 条では、「土地請負経営権の保護」に関して規定し、請負期限として定められた最長 30 年以内における行政による回収や調整を禁じると同時に（第 26 条・第 27 条）、「中華人民共和国相続法」の規定に基づいた相続も認めている（第 31 条）。

他方、四荒地で実施される入札・競売・公開協議等の方式に基づく「土地請負経営権」は、第 3 章（第 44 条～第 50 条）によって「債権」的扱いにとどまることが明白である。四荒地で実施される入札・競売・公開協議等の方式に基づく「土地請負経営権」は、法に基づいて同権利を移転できる権利（第 49 条）と請負契約者が契約半ばで死亡したさいに請負契約者の相続人が請負契約

を継続できる権利（第50条）を家庭請負方式に基づく「土地請負経営権」と同様に認めているが、それら以外には「土地請負経営権」を保護する条文をとくに設けていない。この点から、柳随年が草案の審議途上で示した「農村土地請負法」起草組の見解のとおり、家庭請負方式に基づく「土地請負経営権」が「物権」的扱いを受けるのにたいして、入札・競売・公開協議等の方式に基づく「土地請負経営権」は、「債権」的扱いを受けるにとどまることが理解しうるのである。

■係争の処理

第51条から第61条は、「土地請負経営権」をめぐる係争を処理するための条文である。「土地請負経営権」をめぐる係争は、基本的に民事扱いとなり、契約当事者間で係争が生じ協議によって解決できない場合は、村民委員会や郷（鎮）人民政府等の調停による解決を請求したり、農村土地請負仲裁機構に仲裁を申請したり、あるいは人民法院に直接提訴することによって裁決を仰ぐことになっている。

従来、「土地請負経営権」をめぐる民事・刑事上の係争を処理する法規は、皆無であった。「土地請負経営権」と密接な関係にある「土地使用権」をめぐる民事上・刑事上の係争の処理については、「土地管理法」が条文を若干設けており、これら条文の範囲内で対応できるものは処理されていた。また、「土地請負経営権」をめぐる民事上・刑事上の係争でも、「土地管理法」における「土地使用権」に関する条文の援用が利くものは、同様に処理されていたと思われる。しかし、「土地管理法」は、さきに述べたように、国家が国土全体の管理・保護・開発・合理的利用をすすめる目的で制定した法律である。当然、「土地管理法」は、農民の「土地財産権」を保護するという視点から法律責任を規定してきたわけではない。したがって、農民の「土地財産権」としての「土地使用権」あるいは「土地請負経営権」が侵害されたときに「土地管理法」がどれほど効力を発揮したかといえ、ほとんどなかったと答えなければならないであろう。そして、法規による規定がない以上、「土地使用権」と「土地請負経営権」についての民事上・刑事上の係争の大部分は、村民委員会・郷（鎮）人民政府・県人民政府などの行政部門や県人民法院などの司法部門によって、その都度審判される以外に方法はなかった^{*57}。そこに担当者の主観が入り込む余地が大きかったことは、あらためて指摘するまでもないであろう。

これにたいして、「農村土地請負法」は、農民の「請負地経営権」・「農産物処分権」・「相続権」等の保護を目的にした条文を有するだけでなく、それらの権利が侵害されたときの対応も明記している。第54条は、請負受託方が法に基づいて有する生産・経営の自主権に干渉する行為、本法の規定に違反して請負地を回収・調整する行為、請負受託方が「土地請負経営権」の移転を行うことを強要したり阻止したりする行為、少数は多数にしたがうことにかこつけて請負受託方に「土地請負経営権」の放棄あるいは変更を迫り「土地請負経営権」の移転をすすめる行為、「口糧田」^{*58}と「責任田」^{*59}等を区分することを理由に請負地を回収して請負の入札を行う行為、請負地を借金の代わりに回収する行為、女性が法に基づいて有する「土地請負経営権」

を剥奪・侵害する行為、その他「土地請負経営権」を侵害する行為、を禁じ、これに反した場合、請負委託方は、「侵害の停止、現物の返還、原状の回復、妨害の排除、危険の除去、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない」と定めている。

3. 「農村土地請負法」の課題

最後に、「農村土地請負法」の課題を指摘していくことにしたい。

■「土地請負経営権」と「土地使用权」の関係

先述したように、「土地請負経営権」と「土地使用权」の関係は、目下のところ、判然としていない。両権利の関係は、「物権法(草案)」が採決された段階で決着するかたちになるであろう。筆者は、法理論的整合性を追究する能力に欠けるために、これ以上現行の問題点を指摘することは慎みたい。ただし、農村の現状を文献から整理したかぎりにおいては、「人民大学草案」が危惧するような意味での混乱は、農村では生じないと思われる。現在、請負契約に基づいて土地請負経営権証と土地使用权証のいずれもが請負農民に同時に発給される事例は、皆無に等しく、請負契約の当事者双方は、どちらか一方の発給をもって契約手続の完了とみなしている*60。また、省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会が「農業法」や「土地管理法」等の法規に基づいてすでに施行している請負契約に関する実施規則の多くは、「土地請負経営権」と「土地使用权」を同一のものとして規定しているようにしか読めない。こうした事実からは、「土地請負経営権」と「土地使用权」は、請負契約の当事者のあいだでは截然と区別されることなく、むしろ盾の両面のように分かちがたい同一の権利として受容されている可能性が高い、という結論がえられる。確かに、請負契約を結ぶ当事者のあいだでは、法規間の整合性を問う必要は微塵もない。

ところで、中改院は、従来から「請負使用权」と「経営使用权」という2つの権利概念を新たに設定することによって、「土地使用权」と「土地請負経営権」との関係を清算してしまおうという建議を行っている*61。建議の内容は、以下のとおりである。

「請負使用权は、集団構成員の身分と密接に関係する。農村の集団構成員の身分を有すれば、平等な土地請負〔使用权——引用者〕権を獲得できる」。「農民が獲得したものは、物権であり、伝統的意味での債権ではない」。他方、「経営使用权という概念は、土地の流動化のために設けられたものである。この2つの概念は、土地の流動化が進展するなかで分離してきた。このうち、〔土地〕使用权は請負使用权、経営使用权は土地利用権を指している。しかし、実際に〔土地〕使用权が長期不変とされるなかで農民の土地の流動化が進展して、土地請負経営権も長期にわたって譲渡されるようになり、その含意も拡大してきている。土地請負経営権は、単なる土地の利用権にとどまらず、譲渡期限内において土地利用、収益分配、部分的処分の権利を有するべきである。それゆえ、経営使用权もまた、物権的性質を帯びる」。

中改院の建議を整理すると、請負委託方である農村集団経済組織あるいは村民委員会と請負受

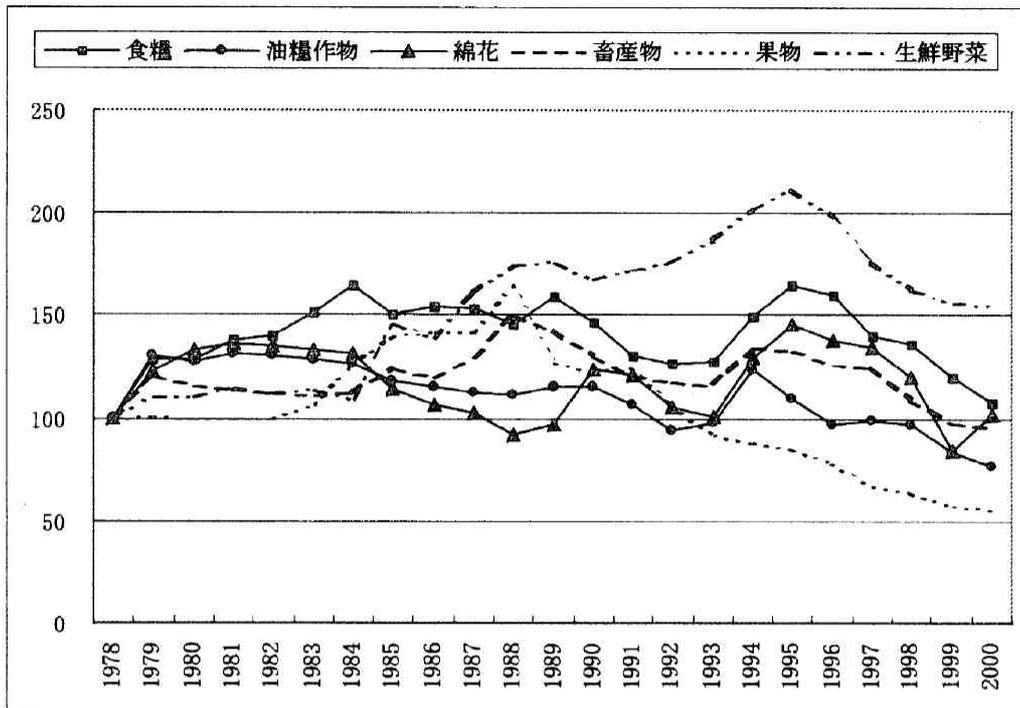
託方である個人あるいは各種団体とが請負契約を結んだときに発生する請負受託方の権利を「請負使用権」とし、請負受託方（土地請負経営権者）が「請負使用権」を有する請負地の経営を自ら行わず第三者に委ねたときに発生する経営代行者の権利を「経営使用権」とする、というものである。中改院の建議は、請負契約によって請負受託方に特定の権利が生じるという点では、「農村土地請負法」の規定に合致しているが、請負受託方（土地請負経営権者）がその権利を行使せずに経営を第三者に委ねたときにその第三者に別種の権利が生じるという点では、「農村土地請負法」の規定よりいっそうふみこんだ内容になっている。

「農村土地請負法」のもとでは、請負受託方（土地請負経営権者）は、第三者に農業経営の代行を委託したとしても、「土地請負経営権」を譲渡しないかぎり、その第三者にたいする圧倒的な法的優位を失うことはない。農業経営を代行する第三者が契約の更新を願いでたとしても、それを許諾するか否かは、請負受託方（土地請負経営権者）の判断のみに委ねられるかたちになっているのである。この点は、経営を代行する第三者が商社などの営利企業である場合には大きな意味をもつであろう。しかし、この第三者が請負受託方（土地請負経営権者）と同様に農民ないしは農民集団であった場合（「農村土地請負法」のもとでは、むしろこうした場合が圧倒的になると予想される）は、少なからず問題を生じさせる。この問題を農業経営にとって必要不可欠な行為である地力の維持と向上という視点から考えてみることにしたい。

多くの産業に共通していえることであるが、とりわけ農業では、長期にわたって経営を存続できるという前提があってはじめて、良好な経営にたいする誘因が強くはたらく。こうして、長期的展望を有する農業経営は、地力収奪型経営に陥らずにすむのである。「農村土地請負法」第43条には、「請負受託方は、請負地に投入して土地の生産力を高めたことにたいして、土地請負経営権を法に基づいて移転するときに相応の補償を獲得する権利を有する」と定められているが、第三者が農業経営の代行を終えた後、当該請負地を請負受託方（土地請負経営権者）に返還するさいに考慮されるべき第三者の地力向上にたいする補償については、いっさい規定していない。それゆえ、「農村土地請負法」の規定が遵守されていったとしても、請負受託方（土地請負経営権者）が1年ないし数年単位で経営代行者を変更するような契約を第三者とのあいだで結んでいく場合、当該請負地の地力が長期にわたって低下していく危険が発生することを未然に防ぎえないのである。したがって、筆者は、地力の維持と向上という点に鑑みて、請負受託方（土地請負経営権者）が「土地請負経営権」を保有したまま農業経営を第三者に委ねたとき、その第三者にも一定程度の排他的権利が生じると規定しておく必要を認めるのである。

請負地の経営を代行する第三者の排他的権利を一定程度認めておくことは、国家の食糧政策にとっても積極的効果をもたらすと予想される。すでに、「農村土地請負法」は、「土地請負経営権」を「物権」的「土地請負経営権」と「債権」的「土地請負経営権」とで構成することを了解しているから、この第三者の権利を第三者が農民個人ないしは農民集団の場合と商社などの営利企業の場合とに区別することを了解しても差し支えないと思われる。前者の場合、第三

図 1 農産物の実質生産者価格指数 (1978年=100)



注 実質生産者価格指数 = 農産物買付価格指数 / 農村小売物価指数

資料 国家統計局『中国統計年鑑』(2001年版)中国統計出版社, 2001年, 282, 295~296頁。

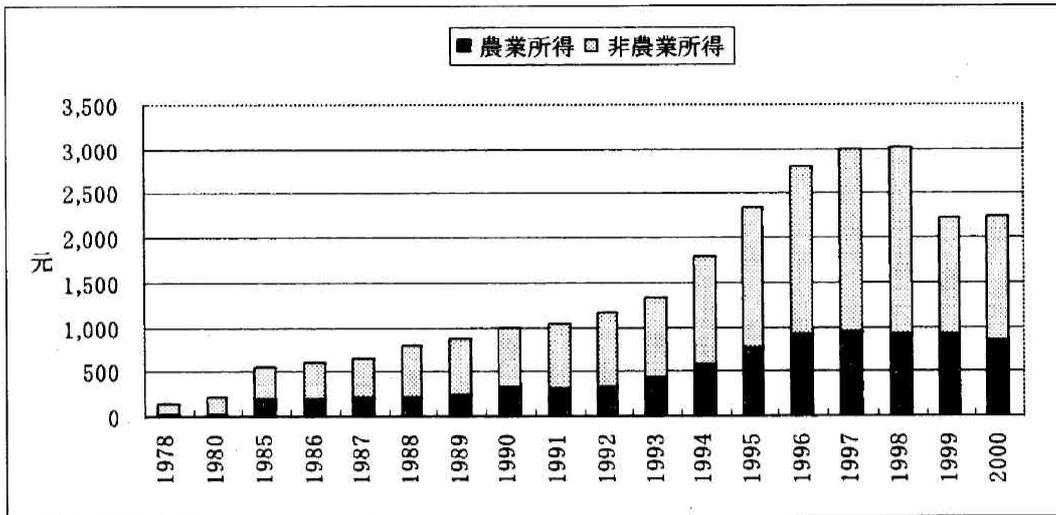
者は、中改院の建議でいうところの「経営使用権」の行使をもって請負受託方(土地請負経営権者)の「請負使用権」の濫用に対抗することができるようになるのである。

■請負期限の上限

耕地の請負期限の上限を一律30年にしたことは、前述したように、やむをえないと思われる。この問題は、今世紀半ばをすぎて農村労働力人口が減少に転じたとき、あらためて検討し直せばよい。したがって、「農村土地請負法(草案)」が当初耕地の請負期限の上限を少なくとも30年としたり、「物権法(草案)」が当初「農地使用権」あるいは「農村土地請負経営権」の上限を50年としてさらにその自動的延長をも認めようとしていたことは、やはり時期尚早であったといわざるをえないだろう。

筆者が当初請負期限の上限の延長に関して危惧していた点は、立法関係者が楽観的な農村労働力人口の推計に基づいて法案を作成していたのではないか、ということにとどまらなかった。邪推にすぎたと思われるかもしれないが、実は筆者は、「農村土地請負法(草案)」が当初耕地の請負期限の上限を少なくとも30年とし、「物権法(草案)」が当初「農地使用権」あるいは「農村土地請負経営権」の上限を50年としてさらにその自動的延長をも認めようとしていたという背景には、新規農村労働力が是が非にも非農業部門で雇用機会をみいださざるをえないように、新規農村労働力には土地を分け与えることができない状況をあらかじめつくりだしてしまおうとす

図2 農村1人あたり所得の動向

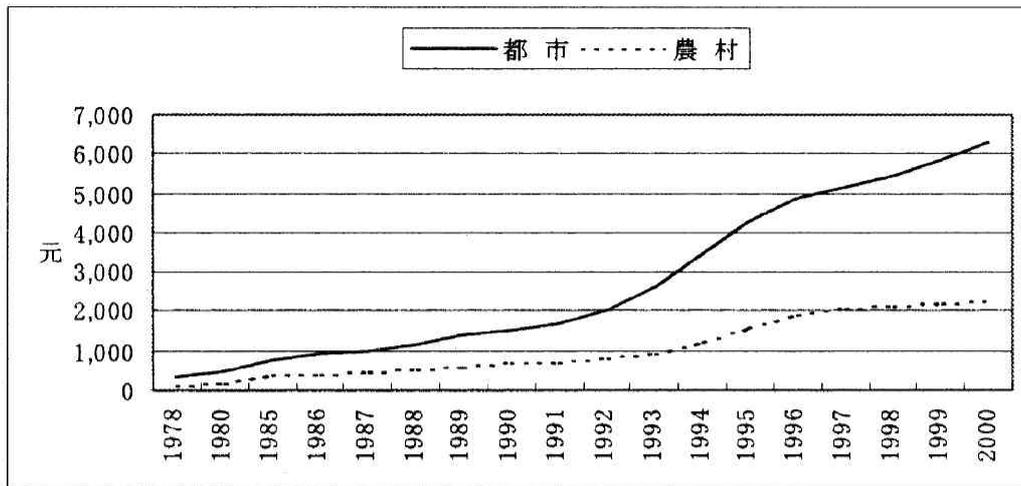


資料 国家統計局『中国統計年鑑』（1990年版）中国統計出版社，1990年，313頁。
 同（1991年版），1991年，295頁。同（1992年版），1992年，307頁。
 同（1993年版），1993年，312頁。同（1994年版），1994年，277頁。
 同（1995年版），1995年，279頁。同（1996年版），1996年，301頁。
 同（1997年版），1997年，313頁。同（1998年版），1998年，345頁。
 同（1999年版），1999年，338頁。同（2000年版），2000年，331頁。
 同（2001年版），2001年，323頁。

る政策的意図が隠されていたように思えてならなかった。

図1に示されるように、農産物の実質生産者価格指数は、1990年代後半以降、長期低落傾向を示すようになってきており、2000年には、集団農業経営時代末の水準に回帰してしまっている。生産量が消費量を超過し、農家が豊作貧乏に直面するようになっている一方で、相対的に高価になりつつある農業投資財や耐久消費財を消費する経営と生活の様式が農村にも定着しはじめていたためであろう。この点は、図2と図3でいっそう明らかである。図2からは、所得源泉に占める農業の比重が近年低下しつつあるようすが看取され、図3からは、都市と農村の1人あたり所得格差がほぼ一貫して拡大の一途をたどっていることが明瞭となる*62。こうした基礎的マクロ統計からは、農業に見切りをつけて非農業に雇用機会を求めようとする農民が潜在的レベルでは圧倒的であることが窺える。確かに、こうした統計的事実を前提とした場合、「農村土地請負法（草案）」と「物権法（草案）」の当初の対応は、何よりも農村の要求に合致していた、と考えることもできたであろう。しかし、こうした議論は、非農業部門が農業部門から排出される労働力のすべての受け皿になりうることを仮定していたのである。実際、非農業部門が農業部門から排出される労働力のすべての受け皿になりうるという保障は、どこにもなかった（現在、中国農村には、1億5000万人から2億人の潜在的失業者がおり、今後の離農者数は、毎年100万人単位で生じると

図 3 都市と農村の 1 人あたり所得格差



資料 国家統計局『中国統計年鑑』（2001年版）中国統計出版社，2001年，304頁。

も 1000 万人単位で生じるともいわれている)。ともあれ、「農村土地請負法」と「物権法（草案）」あるいは「民法典（草案）」の「物権篇」が「土地請負経営権」の上限を 30 年としたことは、適切な判断であったというしかない。

■請負方法の差別化

筆者は、通常の土地と四荒地とで請負方法を差別化することについて全面的に賛同している。したがって、この点については、課題として指摘しうるものはない。

■「物権」的「土地請負経営権」と「債権」的「土地請負経営権」の設定

筆者は、「物権」的「土地請負経営権」と「債権」的「土地請負経営権」の設定についても、請負方法の差別化と同様に全面的に賛同している。

■係争の処理

係争の処理については、第 51 条と第 52 条に登場している「農村土地請負仲裁機構」に仲裁を委ねる点に問題があるように思える。第 51 条には、係争当事者双方の協議あるいは村民委員会と郷（鎮）人民政府等の調停で事態の収拾がつかない場合、人民法院への提訴と並ぶ手段として「農村土地請負仲裁機構」に仲裁を求めることができるとある。ここでいう「農村土地請負仲裁機構」とは、すでに省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会で制定されている請負契約の仲裁規定に基づいて各級農村行政主管部門に設置されている機関であろう。しかし、これらの機関は、独立性と中立性において多くの問題を有しており、その仲裁能力は疑わしい。この点は、土地をめぐる紛争の多くが法規の不備によって生じているのではなく、法規が実効性に欠けるために生じている、ということと無縁ではない。筆者は、「農村土地請負法」に「農村土地請負仲裁機構」の独立性と中立性を担保する条文を設けておく必要を認めるのである。

結 論

以上、本稿は、2002年8月29日に採択され2003年3月1日に施行されたばかりの「農村土地請負法」の検討を試みた。その結果、筆者は、「農村土地請負法」が冒頭で紹介した土地利用の効率化と土地財産の保障という2つの目的を達成するうえで法律の形式上は十分に考慮されたものであるという結論に達した。もちろん、「農村土地請負法」には、法律の形式上においてもなお検討すべき若干の課題が残されている。とはいえ、こうした課題の大部分は、同法以外の農村の土地に関する法規との整合性にあり、その答は、「農村土地請負法」のみに求められるものではない。それらの課題は、「物権法（草案）」が採択された時点で解消されると思われる。

もっとも、「農村土地請負法」が土地利用の効率化と土地財産の保障を同時に実現するようになるのは、長い苦難の道程を歩んだ後であることを念のため最後に明言しておく。この2つの目的は、農村に大量の潜在的失業者が滞留している現状では、同時に実現されることはない。どちらか一方を早急に実現しようとするれば、残る一方の実現はなしえなくなる。「三農」問題への対応が課題となっている現在では、当面のあいだ土地財産の保障こそが優先されるべき事柄である。土地利用の効率化を急ぐために政治力を不当に行使することは、何をさしおいても避けなければならない。

現に、経済の先進地域では、農村の土地請負契約は、法規の制定と実施に奮闘している関係者の努力に先行して、大きな地域差をともないながらも、徐々にある種の定型をなしつつある。経済の先進地域では、1950年代の土地の国有化・公有化によって失われていた農村の土地に関する社会規範が、市場経済化の進展とともに復元しつつあるとみられる。現代中国の農業政策には、社会の復元力を損なわずに当面の課題を忍耐強くかつ柔軟に乗り越えていくことが求められているのである。

注

*1 拙稿「現代中国における『農村土地使用権』の設定とその効果——土地利用の効率化と土地財産の保障」神奈川大学経済貿易研究所『経済貿易研究』第28号、2002年3月。

*2 「農村土地請負法」起草組の人員は、以下のとおりである。

(1) 起草指導小組

組 長 柳隨年（全国人民代表大会農業・農村委員会副主任）

副組長 楊雍哲（全国人民代表大会農業・農村委員会委員）

◇ 段応碧（中央財經指導小組辦公室副主任）

◇ 劉 堅（農業部副部長） ※起草工作小組組長兼任

嚴克強（全国人民代表大会農業・農村委員会委員）

謝 勇（全国人民代表大会農業・農村委員会委員）

範小鍵（農業部チーフエコノミスト・農業部財務局局長） ※起草工作小組副組長兼任

杜 鷹（農業部政法局局長）

陳錫文（國務院發展研究中心農村部部長）

胡存智（国土資源部土地利用局局長）

陳根長（国家林業局政法局局長）

趙 偉 (水利部政法局副局長)

黄建初 (全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会經濟法室副主任)

(2) 起草工作小組

組 長 劉 堅 (農業部副部長)

副組長 範小鍵 (農業部チーフエコノミスト・農業部財務局局長)

◦ 王宗非 (全国人民代表大会農業・農村委員会辦公室副主任)

傅玉祥 (農業部体制・經濟管理局副局長)

権昌会 (農業部政法局副局長)

唐仁鍵 (中央財經指導小組辦公室副室長)

謝義璽 (中央政策研究室農村組副組長)

胡建鋒 (農業部体制・經濟管理局處長)

任大鵬 (中国農業大学法律系助教授)

何宝玉 (全国人民代表大会農業・農村委員会法案室處長)

郭朝暉 (謝勇委員秘書)

なお、上記「農村土地請負法」起草組人員構成の確認にあたり、國務院法制辦公室中国法制出版社編輯一部主任の張桂龍氏の御助力をえた。ここに記し、感謝の意に代えたい。

*3 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』(2001年版)中国統計出版社, 374頁。

2000年に実施された抽出調査に基づく農村居住者1人あたり農業経営面積は、1.98畝(0.13ヘクタール)である。

現代中国は、960万平方キロという広大な国土を擁しているが、山地や砂漠などが多く、国土に占める耕地の比率は極端に少ない。1996年の抽出調査によると、現代中国の耕地面積は、国土面積の13.54%に相当する1億3004万ヘクタールであり、これを2000年の総人口12億6583万人で割ると、国民1人あたり耕地面積は、わずか0.103ヘクタールという計算になる。

*4 張玉林『転換期の中国国家和農民(1978~1998)』農林統計協会, 2001年。

現代中国では、都市と農村の経済格差が拡大し、深刻な社会問題を引き起こしている。農村では、農業が構造不況に陥り、農家の可処分所得が伸び悩んでいることに加え、財政難に陥った地方政府が行政経費(「取費」)・建設事業経費(「集資」)・その他割当(「攤派」)の名目で過大かつ不当な負担をとりわけ農民に強いるというゆゆしき事態が発生している。地方政府に徴収される各種費用は、徴収の基準に不透明なところが多く、徴収に歯止めがかかりにくい。実際、行きすぎた徴収に苦しんでいるという訴えが全国各地の農民から寄せられている(「取費」・「集資」・「攤派」の行きすぎた徴収は、「三乱」と呼ばれる)。張玉林は、このような農民の現状を紹介・検証し、国家和農民との関係を再編していくことを強く主張している。また、張玉林は、税負担の軽減や村財政の公開を求める1990年代の農民の投書・陳情・訴訟等の活動のようすを新聞・雑誌記事から広く収集しているので、読者は、これをみると、農民の抗議活動は、公安や武装警察との暴力による衝突にまで発展することが頻繁にあり、多くの死傷者をだしていることがわかる。

中央政府は、近年、「三農」問題の深刻さを理解するに至り、悪質な行政担当者に厳罰をもつてのぞむなど、「三乱」の防止に努めている。また、中央政府は、農民の負担を農業税に一本化すると同時に負担の軽減をはかる実験を安徽省に2000年から取り組ませ、全国に広げようとしている。

*5 清水美和『中国農民の反乱——昇竜のアキレス腱』講談社, 2002年。

清水は、中国政府の統制から漏れる情報の断片をつなぎ合わせ、また自らそれを確認する活動を通じて、ジャーナリストの立場からルポルタージュのかたちで「三農」問題の深刻さを浮き彫りにしている。張玉林前掲書と同様に、農民の現状を伝える格好の書である。

*6 辻康吾『「三農問題」に直面する中国——繁栄の犠牲を強いられる農民たち』『世界』第705号, 2002年9月。

辻は、解放前の地主・富農は、小作農や雇農を搾取することはあっても「再生産不能の窮地にまで陥れ

ることは得策ではなかった」のにたいして、党官僚組織の末端である現在の農村幹部は、「農業生産に対する理解や責任が薄く、多くの場合上意下達に終始し」、「農民を再生産不能なところまで収奪しても直接に自らの損失を招くことにはならない」と指摘している。

- *7 「農村土地請負法」の制定による農民の「土地財産権」の強化は、農業の構造調整と農民負担の軽減と並び、「三農」問題にたいする対策のひとつとして位置づけられている。
- *8 遲福林編『中国農民的期盼——長期而有保障的土地使用権』外文出版社，1999年。
- *9 中国（海南）改革発展研究院農村土地使用権立法研究課題組編『中国農村土地使用権立法和制度安排』南海出版公司，2000年。
- *10 遲福林編『走入21世紀的中国農村土地制度改革』中国經濟出版社，2000年。
- *11 遲福林編『把土地使用権真正交給農民』中国經濟出版社，2002年。
- *12 柳随年「關於農村土地請負法的幾個問題」遲福林編，前掲『把土地使用権真正交給農民』。
- *13 双層經營体制とは、集団所有に基づく統一的經營の前提のもとで「土地使用権」あるいは「土地請負經營権」を設定することによって分散的經營（家族經營）を実行する体制のことである。
- *14 『人民網日文版』2003年1月9日。

http://j.peopledaily.com.cn/2003/01/09/jp_20030109_25034.html

中央農村工作會議が2003年1月7日から8日にかけて開催され、今年の4つの基本方針を示した。そのなかにも、「農村土地請負法を徹底させ、農民に長期かつ保障のある土地使用権を提供する」という文言があり、完全なる「土地使用権」を農民に付与するためには、「土地請負經營権」の確定・強化が不可欠である、という認識がみられる。

- *15 拙稿「現代中国における『農村土地使用権』の設定とその効果」。
- 拙稿は、この点について誤解していたので、この場を借りて訂正をさせていただきたい。筆者は、正誤表を添付して誤りを正したつもりだったが、その正誤表も誤っていた。筆者の不注意を深くお詫びする次第である。正確な経緯は、本稿の以下であらためて紹介することにしたい。
- *16 王家福・乾昭三・甲斐道太郎編『現代中国民法論』法律文化社，1991年，6頁。
- *17 同上。
- *18 現在すでに制定されており将来「民法通則」とともに「民法典」を形成するであろう単行法には、「中華人民共和國婚姻法」（現行法1981年1月施行）・「中華人民共和國相続法」（1985年10月施行）・「中華人民共和國担保法」（1995年10月施行）・「中華人民共和國契約法」（1999年10月施行）がある。また、現在審議の途上にある単行法には、「中華人民共和國物権法」がある。
- なお、これらの単行法が「民法典」の施行後にどのように扱われるかについては、目下のところ、明確な展望は示されていない。立法関係者のあいだでは、「民法典」の施行後、これらの単行法を廃止するか、あるいは条文の一部改正を行ったうえで特別法として残しておくか、という対応が検討されているといわれる。
- *19 顧昂然「關於『中華人民共和國民法（草案）』的說明」（2002年12月26日）『中国民商法律網』。

<http://www.civillaw.com.cn/elisor/content.asp?type='立法聚焦'&programid=1&id=63>

- *20 『日本經濟新聞』2002年12月24日。
- 日本の全国紙では、『日本經濟新聞』が新華社電のニュースとしてこの件を伝えた。
- *21 1998年8月の「土地管理法」改正以降は、第14条第1項である。
- *22 1998年8月の「土地管理法」改正以降は、第13条である。
- *23 「憲法」改正は、1993年3月と1999年3月にも行われている。
- *24 1998年8月の「土地管理法」改正以降は、第2条第3項である。
- *25 王景新「中国農民土地使用権法律保障——現状・趨勢・刷新」（2002年3月14日）『中国改革論壇』。

http://www.chinareform.org.cn/cgi-bin/BBS_Read.asp?Topic-ID=1110

中改院が2000年8月に海南大学の学生を動員して実施した調査（13省134県267村292農家1321人

対象)によると、村民委員会幹部が行った広報活動の手段には、戸別訪問(80.7%)、テレビ(49%)、新聞(28.5%)、ラジオ(27.8%)があった(複数回答)。戸別訪問が村落の大部分でなされていたことがわかると同時に、戸別訪問をした村民委員会幹部の解釈が色濃く反映されたであろうことが窺える。

*26 「土地請負経営権」と「土地使用権」との関係以外にも、現代中国の法学者のあいだでは法規間の条文解釈をめぐる見解の相違が生じているといわれる。その原因の多くは、法規の多くが国务院傘下の個別省庁レベルで起草され、制定された法規が当初から整合性に欠けていることが多いためである。本来であれば、個別省庁は、法制度の全局面を斟酌して新たな法規の起草にあたるべきであるが、現代中国の現状に鑑みると、それはかぎりなく不可能に近い。個別省庁は、勢い、当該省庁の関係機関が有する既定の法規のみとの整合性と当該省庁および関係機関の利益に基づいて新たな法規を制定してしまうのである。

もっとも、「土地請負経営権」と「土地使用権」の根拠法である「民法通則」・「土地管理法」・「憲法」は、いずれも全国人民代表大会常務委員会に設置された法制工作委员会(前身は、法制委員会である)と法律委員会が草案をつくられている。したがって、「土地請負経営権」と「土地使用権」の関係が大別して2つに解釈される理由は、別に求めなければならない。その理由は、本論の以下に記す。

*27 顧祝軒「中国における出讓土地使用権の法的性質について——中国土地所有権法研究序説」早稲田大学法学会『早稲田法学』第75巻第2号、2000年3月。

*28 松尾弘・韓応飛「中国における土地法改革の所有論的分析——公的所有の研究Ⅱ」横浜国立大学国際経済法学会『横浜国際経済法学』第7巻第1号、1998年9月。

*29 小田美佐子『中国土地使用権と所有権』法律文化社、2002年、43頁。

*30 梁慧星「中国物権法的起草」(2002年5月8日)『中国民商法律網』。

<http://www.civillaw.com.cn/elisor/content.asp?type='立法聚焦'&programid=2&id=17>

梁慧星によると、全国人民代表大会常務委員会は、2002年初頭あたりから「民法典」の制定を急ぐ方針に転換しつつあるという。すでに紹介したように、「民法典(草案)」の初案は、2002年12月23日、第9期全国人民代表大会第31回会議に提出されている。梁慧星は、この方針が今後も変わらないのならば、「物権法」は単行法として成立しない可能性も高く、当初から「民法典」に組み込まれることもありうるという。

*31 民法起草工作小組の人員は、以下のとおりである。

責任者 梁慧星(中国社会科学院法学研究所教授)

江平(中国政法大学教授)

王家福(中国社会科学院法学研究所教授・全国人民代表大会法律委員会委員)

魏振瀛(北京大学教授)

王保樹(清華大学教授)

王利明(中国人民大学法学院教授)

費宗禕(元最高人民法院經濟法延次席判事・国家法官学院教授)

肖 峴(元法制工作委员会民法室副主任)

魏耀榮(元法制工作委员会經濟法室主任)

*32 熊達雲「中国における物権法制定の動向について」山梨学院大学法学研究会『法学論集』第48号、2001年11月、72頁、注69。

両者の意見の対立は、「用益物権、共有、不動産相隣関係と建物区分所有権部分」の構成をめぐるものであった。

*33 梁慧星とともに「物権法(草案)」の作成にあたった人員は、以下のとおりである。

孫憲忠(中国社会科学院法学研究所教授)

崔建遠(清華大学教授)

鄒海林(中国社会科学院法学研究所助教授)

張広興(中国社会科学院法学研究所副編集審定者)

陳華彬(中国社会科学院法学研究所助教授)

陳 甦 (中国社会科学院法学研究所副教授)

渠 涛 (中国社会科学院法学研究所副教授)

侯利宏 (中国社会科学院法学研究所講師)

*34 梁慧星編『中国物権法草案建議稿——条文, 説明, 理由与参考立法例』社会科学文献出版社, 2000年, 1~88頁。

*35 熊達雲, 前掲「中国における物権法制定の動向について」。

梁慧星ほか8名による「物権法(草案)」の詳細な内容については, 梁慧星編, 前掲書のほかに, この熊達雲論文を参照されたい。

*36 王利明とともに「物権法(草案)」の作成にあたった人員は, 以下のとおりである。

郭明瑞 (烟台大学教授)

房紹坤 (烟台大学法学院教授)

王 軼 (北京大学法学院副教授)

閔 涛 (烟台大学法学院副教授)

梅夏英 (中国人民大学法学院ポストドクター研究活動ステーション研究員)

*37 王利明編『中国物権法草案建議稿及説明』中国法制出版社, 2001年, 1~146頁。

*38 ただし, 第252条には, 「農地使用権」の自動的延長がなされない場合も定められている。それは, ①農地使用権者が延長を望まない場合, ②農地使用権者が第248条に定められている行為(賃貸料の合計額が5年分に達するまで賃貸料を滞納する行為と土地を別目的に利用して原状の回復を不可能にする行為)をなした場合, ③当該農地が四荒地(荒れ山・荒れ溝・荒れ斜面・荒れ干潟)で請負方法が競売方式による場合, である。

*39 王衛国『中国土地権利研究』中国政法大学出版社, 1997年, 181~183頁。

王衛国は, 「土地請負経営権」(請負契約に基づく「債権」)は, 「土地使用権形成過程の一段階である」と早くから認識してきた。また, 王衛国は, 農地の請負契約は, 「土地使用権」(「用益物権」)の設定以後, 「土地使用権者と請負耕作者のあいだで」結ばれる「土地賃借経営の一種の形式」になると指摘してきた。

*40 日本の法律用語でいう法規とは, 法令と規則をいう。法令とは, 国会が制定する法規範としての法律と国の行政機関が制定する法規範としての命令(政令)からなる。法規を広義に解釈する場合は, この法令と規則に地方公共団体が制定する条例と規則, 裁判所の規則, 行政庁の訓令を含める。これにたいして, 中国の法律用語でいう法規あるいは行政法規とは, 日本でいう命令のみを指している。

*41 梁慧星, 前掲「中国物権法的起草」。

*42 中国法制出版社編『辦理農村土地請負案件法律依據』中国法制出版社, 2002年, 302~311, 316~329頁。

省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会は, 「土地管理法」や「農業法」等の法規に基づき, 行政区域内における請負契約の実施規則を定めている。これら実施規則の内容は, 大同小異であるが, 「土地請負経営権」と「土地使用権」の関係については多様な認識を示している。本書のなかには, こうした実施規則が一定数収められているので, 省・自治区・直轄市が「土地請負経営権」と「土地使用権」の関係を具体的にどのように受け止めているのかについて少し紹介しておくことにしたい。

「青海省農村土地請負条例」(2000年7月1日施行)第16条は, 「請負委託方は, 土地所有権あるいは土地使用権を有する村民委員会や集団経済組織である」と規定しており, ここから青海省では, 「土地所有権」あるいは「土地使用権」を有する村民委員会や集団経済組織であるからこそ請負委託方として請負受託方である農家と請負契約を結びうると考えているのが明白である。青海省では, 農民が有する権利は「土地請負経営権」のみであって, これのみが自由に引き取りされるのである。また, 「吉林省集団土地請負経営管理条例」(2000年1月1日施行)第37条は, 「集団土地使用権の移転管理期限は, 請負契約期限の残余期間を超えてはならない」と規定している。どうやら吉林省では, 村民委員会や集団経済組織が有するのは「土地所有権」のみであって, 「土地使用権」はもちろん, おそらく「土地請負経営権」も, 農

民が有する権利であると考えているようである。「河北省農村土地請負管理条例」(1999年9月24日施行)第28条も、「吉林省集団土地請負経営管理条例」第37条と完全に同内容の規定である。加えて、「河北省農村土地請負管理条例」は、第25条で「土地請負期限内において請負受託方は土地使用権を」移転できると明確に規定しているので、「土地請負経営権」は「土地使用権」の名のもとに一元化されていることがわかる。

- *43 房紹坤「中国物権法草案建議稿的説明第三章用益物権」王利明編, 前掲書, 371頁。
- *44 王利明『物権法研究』中国人民大学出版社, 2002年, 459頁。
- *45 梁慧星, 前掲「中国物権法的起草」。
- *46 梁慧星, 前掲「中国物権法的起草」。
- *47 梁慧星, 前掲「中国物権法的起草」。
- *48 中国共産党中央委員会・国務院「關於当前農業和農村經濟發展的若干政策措施」1993年11月。
- *49 遲福林編, 前掲『中国農民的期盼』, 6頁。
- *50 王衛國, 前掲書, 99頁。

集団経済組織あるいは農村集団経済組織とは、村や郷鎮を単位とする農民の集団であり、農村の土地の所有権の主体である。しかし、集団経済組織あるいは農村集団経済組織は、集団農業経営時代の名残りというべき一面もあり、「大部分の地域ですでに解体しているか、有名無実となっている」。そのため農村では、農民を代表する土地所有権の主体が事実上失われているという間隙を突かれ、「新たな地主ボスや土豪劣紳」の登場を許すという事態が発生しているといわれる。ある地域では、土地は、「郷・村幹部小集団の所有となり、甚だしきは郷・村幹部の個人所有と化している」のである。

- *51 柳随年, 前掲「關於農村土地請負法的幾個問題」。
- *52 全国人民代表大会法律委員会『『中華人民共和國農村土地請負法(草案)』修改狀況的匯報』(2002年6月20日)(王超英編『中華人民共和國農村土地請負法實用問答』中国法制出版社, 2002年, 223~228頁所収)。

全国人民代表大会法律委員会が全国人民代表大会常務委員会に提出した報告書には、ある地方とある部門が耕地の請負期限の上限を30年とする従来の「精神」と実際のやり方を尊重して請負期限の上限を定めるように提起したので、法律委員会は請負最長期限を30年と修正すべきことを建議した、とある。

- *53 拙稿「現代中国における『農村土地使用権』の設定とその効果」。

筆者は、前稿において、農村部における「土地使用権」を「物権」とするか「債権」とするかについて「債権」とする立場を示し、「債権」とした場合に土地の流動化の弊害となりうる「債権者である集団組織の同意」をむしろ今後も積極的に保留しておくべきである、と述べた。農村部における「土地使用権」の設定年数が長期化すればするほど、現代中国内外の商社などの営利企業の主導による「土地使用権」の集中がすすむに相違なく、「土地使用権」を譲渡した農民が長期にわたって生活を安定させられないのではないだろうか、と懸念したからである。

しかし、この懸念は、杞憂に終わった。後述するように、通常の農村の土地で行われる家庭請負方式に基づく請負契約では、請負引受方は、当該集団経済組織の農民に限定されることになった。この結果、土地所有権者である集団経済組織が30年をひと区切りにして土地請負経営権者を変更しうる権利を保有していることの意義はほぼ消滅したといえよう。

- *54 渠涛「中国農村土地財産権の研究——集団所有の危機と再生を中心に」名城大学法学会『名城法学』第47巻第4号, 1998年2月。

国民の社会的流動性が高まっている今日、戸籍登録地以外で雇用を確保する人々が増加している。とはいえ、かれらの多くは、戸籍を移すことなく戸籍登録地以外で生活を営んでおり、かれらの多くが出身村の土地の共同所有者であるという原則がある以上、かれらにも何らかのかたちで土地に関する権利を平等に分け与えなければならぬだろう。その点、渠涛が紹介している「農村股份合作社」(農村株式協同組合)の樹立は、きわめて有効な方法である。農村株式協同組合は、村の土地すべての「土地請負経営権」を農村集団経済組織あるいは村民委員会から一括して請け負ったり、「土地請負経営権」ないしは「土地

使用権」を個人から譲渡してもらったりすることで経営規模を拡大して、農業経営を行う団体である。その利益は、土地を共同所有する村民に均等あるいは持ち分に応じて分割される。山東省淄博市周村区ではじまったといわれる。

*55 柳随年, 前掲「關於農村土地請負法的幾個問題」。

*56 柳随年, 前掲「關於農村土地請負法的幾個問題」。

*57 熊達雲, 前掲「中国における物権法制定の動向について」。

熊達雲は、「独立した物権法がなく、物権に関する単行法律の間に整合性が悪く、数少ない物権の規定も概念が曖昧であり、異なる物権の区別が不明確であるために、それに多くの物権について規範さえないので加えて、中国の司法実践の中で、裁判官がよるべきものを知らず、庶民はしばしば矛盾だらけの判決に遭遇させられ、裁判官の公正、公平と法律の厳かさに対して不信のまなざしを投げかけざるを得ない」と述べている。

*58 「口糧田」とは、自給食糧の生産を目的とする耕地であり、農村集団経済組織あるいは村落の人口数に応じて1人ひとり均等に配分される。

*59 「責任田」とは、生産物の供出義務を負う耕地であり、農家経営請負制の規定に基づいて管理・経営される。

*60 王景新, 前掲「中国農民土地使用権法律保障」。

*61 中改院「農村土地法制化建設」(2001年4月24日)『中国改革論壇』。

http://www.chinareform.org.cn/cgi-bin/BBS_Read.asp?Topic-ID=245

*62 筆者は、現代中国における都市と農村の経済格差は、開発経済学のテキストに頻出するS. クズネツ(Simon Kuznets)の逆U字曲線(Kuznets curve)やトリクル・ダウン仮説(trickle-down hypothesis)で説明してすませられるような安易な問題ではすでになくなっていて考えている。本稿執筆時の2003年3月に開催中の第10期全国人民代表大会第1回会議における朱鎔基國務院総理の政府活動報告にも、その点が鮮明に窺える。

本稿は、神奈川大学共同研究奨励助成金(「市場経済のグローバル化」の諸相と諸問題に関する研究)による研究成果である。

附 録

中華人民共和國農村土地請負法

第 1 章 総 則

第 2 章 家庭請負

第 1 節 請負委託方と請負受託方の権利と義務

第 2 節 請負の原則と手続

第 3 節 請負期限と請負契約

第 4 節 土地請負経営権の保護

第 5 節 土地請負経営権の移転

第 3 章 その他方式の請負

第 4 章 争議の解決と法律責任

第 5 章 附 則

第 1 章 総 則

第 1 条 家庭請負経営を基礎とする系統的に分かたれた双層経営体制を安定かつ完全なものとし、長期的かつ保障を完備した土地使用権を農民に付与し、農村の土地の請負当事者の合法的利益を保護し、農業・農村経済の発展と農村社会の安定を促進するために、憲法に基づき、本法を制定する。

第 2 条 本法で称する農村の土地とは、農民の集団所有地と農民が法に基づいて集団で使用する国家所有の耕地、林地、草原、およびその他法に基づく農用地を指す。

第 3 条 国家は、農村土地請負経営制度を実行する。

農村の土地の請負は、農村集団経済組織内部の家庭請負方式を採用し、家庭請負方式を採用すべきでない荒れ山・荒れ溝・荒れ斜面・荒れ干潟等の農村の土地は、入札・競売・公開協議等の方式を採用して請け負わせてよい。

第 4 条 国家は、法に基づいて農村の土地請負関係の長期安定を保護する。

農村の土地請負後、土地の所有権の性質は変わらない。請負地は、売買できない。

第 5 条 農村の集団経済組織の構成員は、当該集団経済組織が請負にだした農村の土地を法に基づき請け負う権利を有する。

いかなる組織と個人であっても、農村の集団経済組織の構成員が土地を請け負う権利を剥奪したり法に依らず制限したりしてはならない。

第 6 条 農村の土地請負にあたっては、女子は男子と平等の権利を有する。請負のなかで女子の合法的利益を保護しなければならず、いかなる組織と個人であっても、女子が有すべき土地請負経営権を剥奪したり侵害したりすることはできない。

第 7 条 農村の土地請負は、公開・公平・公正の原則を堅持し、国家・集団・個人の三者の利益関係を正確に処理しなければならない。

第 8 条 農村の土地請負は、法律・法規*1を遵守し、土地資源の合理的開発を保護し、持続的に利用しなければならない。法に依らずして請負地を非農業建設に用いてはならない。国家は、農民と農村集団経済組織が土地にたいする投入を増加することを奨励する。地力を肥やし、農業生産力を高める。

第 9 条 国家は、集団土地所有者の合法的権利・利益を保護し、請負者の土地請負経営権を保護する。いかなる組織と個人も、侵犯してはならない。

*1 ここでいう法規とは、各省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会が本法第 64 条に基づいて制定する実施規則を主として指す。以下、行政法規と記されているところも、同様である。

第10条 国家は、請負者が法に基づいて自由意思かつ有償で土地請負経営権の移転をすすめることを保護する。

第11条 國務院農業・林業行政主管部門はそれぞれ、國務院規定の職責に基づいて、全国農村の土地請負および請負契約管理の指導に責任を負う。県級以上の地方人民政府農業・林業行政主管部門はそれぞれ、各自の職責に基づいて、当該行政区域内農村の土地請負および請負契約管理に責任を負う。郷（鎮）人民政府は、当該行政区域内農村の土地請負および請負契約管理に責任を負う。

第2章 家庭請負

第1節 請負委託方と請負受託方の権利と義務

第12条 農民が集団で所有する土地は、法に基づいて村の農民の集団所有に属し、村集団経済組織あるいは村民委員会によって、請負にだされる。すでに村内の2つ以上の農村集団経済組織に所属している農民が集団で所有する土地は、村内の各農村集団経済組織あるいは村民小組によって、請負にだされる。村集団経済組織あるいは村民委員会が請負にだした土地は、村内各集団経済組織農民の集団所有地の所有権を変更することはできない。

農民が法に基づいて集団で使用する国家所有の農村の土地は、当該土地を使用する農村集団経済組織、村民委員会、あるいは村民小組によって、請負にだされる。

第13条 請負委託方は、以下の権利を有する。

- (1) 当該集団が所有する土地あるいは法に基づいて集団が使用する国家所有の農村の土地を請負にだす権利。
- (2) 請負受託方が請負契約で定められた用途に基づいて土地の合理的利用と保護を〔実施するよう——訳者、以下同様〕監督する権利。
- (3) 請負地と農業資源に損害を与える請負受託方の行為を阻止する権利。
- (4) 法律・行政法規が規定するその他の権利。

第14条 請負委託方は、以下の義務を有する。

- (1) 請負受託方の土地請負経営権を保護し、請負契約を法に依らず変更・解除してはならない義務。
- (2) 請負受託方の生産・経営の自主権を尊重し、請負受託方が法に基づいた正常な生産・経営活動を営むことに干渉してはならない義務。
- (3) 請負契約に定められた約束に基づいて請負受託方に生産・技術・情報等のサービスを提供する義務。
- (4) 県・郷（鎮）の土地利用総体計画を執行し、当該集団経済組織内の農業基礎施設の建設を組織する義務。
- (5) 法律・行政法規が規定するその他の義務。

第15条 家庭請負の請負受託方は、当該集団経済組織の農家である。

第16条 請負受託方は、以下の権利を有する。

- (1) 法に基づく請負地の使用・収益および土地請負経営権移転の権利を有し、生産・経営を自主的に組織し生産物を自主的に処理する権利を有する。
- (2) 請負地を法に基づいて徴用・占用されたときに、法に基づいて相応の補償を受ける権利を有する。
- (3) 法律・行政法規が規定するその他の権利。

第17条 請負受託方は、以下の義務を有する。

- (1) 土地の農業利用を維持し、非農業建設に用いてはならない義務。
- (2) 法に基づいて土地を保護・合理的利用し、土地に永久的な損害を与えてはならない義務。
- (3) 法律・行政法規が規定するその他の義務。

第 2 節 請負の原則と手続

第 18 条 土地請負は、以下の原則を遵守しなければならない。

- (1) 規定に基づいて請負を統一的に組織するとき、当該集団経済組織構成員は、法に基づいて請負地の権利を平等に行使し、また請負地の権利を自由に放棄することができる。
- (2) 民主と協議、公平と合理。
- (3) 請負プランは、本法第 12 条の規定に基づき、法に基づいて当該集団経済組織構成員の村民会議の 3 分の 2 以上の構成員あるいは 3 分の 2 以上の村民代表の同意を経なければならない。
- (4) 請負手続は、法にしたがう。

第 19 条 土地請負は、以下の手順で行われなければならない。

- (1) 当該集団経済組織構成員の村民会議は、請負工作小組を選出する。
- (2) 請負工作小組は、法律・法規の規定に基づき請負プランを立案・公表する。
- (3) 法に基づき当該集団経済組織構成員の村民会議を召集・開催し、請負プランを討論・採択する。
- (4) 請負プランを公開して組織的に実施する。
- (5) 請負契約に署名する。

第 3 節 請負期限と請負契約

第 20 条 耕地の請負期限は、30 年である。草原の請負期限は、30 年から 50 年である。林地の請負期限は、30 年から 70 年である。特殊材木の林地の請負期限は、國務院林業行政主管部門の認可を経て延長できる。

第 21 条 請負委託方は、請負受託方と書面による請負契約を結ばなければならない。

請負契約は、一般的に以下の条項を包括する。

- (1) 請負委託方・請負受託方の名称、請負委託方の責任者と請負受託方の代表の氏名・住所。
- (2) 請負地の名称、位置、面積、地質等級。
- (3) 請負期限と請負期間。
- (4) 請負地の用途。
- (5) 請負委託方と請負受託方の権利と義務。
- (6) 違約責任。

第 22 条 請負契約は、成立日より効力を発する。請負受託方は、請負契約の発効時より土地請負経営権を取得する。

第 23 条 県級以上の地方人民政府は、請負受託方に土地請負経営権証あるいは林権証等の証書を交付し、登記簿を作成し（登記書類を一冊に綴じ）、土地請負経営権を確認しなければならない。

土地請負経営権証あるいは林権証等の証書の交付にあたっては、規定に基づく証書費用を除き、その他費用を受領してはならない。

第 24 条 請負契約の発効後、請負委託方は、請負人あるいは責任者の変動を理由にして〔契約内容の〕変更または〔請負契約の〕解除をしてはならず、また集団経済組織の分割あるいは合併を理由にして〔契約内容の〕変更または〔請負契約の〕解除をしてはならない。

第 25 条 国家機関およびその工作人員は、職権を利用して農村の土地請負あるいは請負契約の変更・解除に干渉してはならない。

第 4 節 土地請負経営権の保護

第 26 条 請負委託方は、請負期限内に請負地を回収してはならない。

請負受託方が請負期限内に一家揃って地方都市に移り住んだときには、請負受託方の意思に基づき、その土地の請負経営権を保留するか、あるいは法に基づいて土地請負経営権の移転をすすめることを認めなければならない。

請負受託方が請負期限内に一家揃って区制の敷かれた都市に移り住んだときには、非農業戸籍に転換するために、請け負っている耕地と草原を請負委託方に返還しなければならない。請負受託方が返還しないときには、請負委託方は請け負わせた耕地と草原を回収することができる。

請負受託方が請負期限内に請負地を返還したり請負委託方が法に基づき請負地を回収するときには、請負受託方は、当該請負地に資材を投入して土地生産力を高めたことにたいする相応の補償をうける権利を有する。

第27条 請負委託方は、請負期限内に請負地の調整を行ってはならない。

請負期限内において自然災害が請負地に重大な損壊を与えた等の特殊な状況によって、戸別農家のあいだで請け負っている耕地と草原にたいして適度な調整を必要とするときには、当該集団経済組織構成員の村民会議の3分の2以上の構成員ないしは3分の2以上の村民代表の同意を経て、郷（鎮）人民政府と県級人民政府の農業等の行政主管部門に報告し許可を受けなければならない。請負契約のなかの約束は、その約束に基づき、調整してはならない。

第28条 下記の土地は、請負地の調整あるいは新規人口に与える請負地として用いるべきである。

- (1) 集団経済組織が法に基づきあらかじめ残してある機動地*2。
- (2) 法に基づく開墾等の方式を通じて拡大した土地。
- (3) 請負受託方が法と自由意思に基づき返還した土地。

第29条 請負受託方は、請負期限内に自由意思で請負地を請負委託方に返還することができる。請負受託方は、自由意思で請負地を返還するときには、半年前に書面形式で請負委託方に通知しなければならない。請負受託方は、請負期限内に請負地を返還するときには、その期限内に再び請負地を要求してはならない。

第30条 女子が請負期限内に結婚して新居住地で請負地を取得していないときには、請負委託方は、原請負地を回収してはならない。女子が離婚あるいは配偶者を失い、原居住地あるいは原居住地以外で生活するが新居住地で請負地を取得していないときには、請負委託方は、原請負地を回収してはならない。

第31条 請負受託方がうるべき請負利益は、相続法の規定に基づき相続する。

林地請負の請負人が死亡したとき、その相続人は、請負期限内の請負を継続することができる。

第5節 土地請負経営権の移転

第32条 家庭請負を通じて取得した土地請負経営権は、法に基づき転貸・賃貸・交換・譲渡あるいはその他の方式で移転できる。

第33条 土地請負経営権の移転は、以下の原則を遵守しなければならない。

- (1) 平等協議・自由意思・有償、いかなる組織と個人であっても、土地請負経営権移転の進展を強制あるいは阻害してはならない。
- (2) 土地所有権の性質と土地の農業用途を改変してはならない。
- (3) 移転の期限は、請負期限の残余期間を超えてはならない。
- (4) 請負受託方は、かならず農業経営能力をもたなければならない。
- (5) 当該集団経済組織構成員は、同等の条件のもとでは優先権を有する。

第34条 土地請負経営権移転の主体は、請負受託方である。請負受託方は、法に基づいて土地請負経営権を移転するか否かと移転の方式をどうするかを自主的に決定する権利を有する。

第35条 請負期限内には、請負委託方は一方的に請負契約を解除してはならず、少数は多数に従うということにかこつけて請負受託方に土地請負経営権を放棄あるいは変更することを迫ってはならず、口糧田と責任田などを区分することを理由にして請負地を回収し、入札を行ってはならない。請負

*2 「機動地」とは、農村集団経済組織や村民委員会が将来の労働力人口の増加に備えて農民に分配せずに保留している土地をいう。

地は借金の代わりに回収してはならない。

第 36 条 土地請負経営権移転の移転費、貸出料、譲渡費等は、当事者双方の協議で確定すべきである。移転の収益は、請負受託方に帰属し、いかなる組織と個人も、無断で遮ったり割り引いたりしてはならない。

第 37 条 土地請負経営権は、転貸、賃貸、交換、譲渡、あるいはその他の方式で移転される。当事者双方は、書面による契約を結ぶべきである。譲渡方式を採用して移転する場合は、請負委託方の同意をえなければならない。転貸、賃貸、交換、あるいはその他の方式を採用して移転する場合は、請負委託方に報告して記録に残さなければならない。

土地請負経営権の移転契約は、一般的に以下の条項を包括する。

- (1) 当事者双方の氏名・住所
- (2) 移転地の名称・位置・面積・地質等級
- (3) 移転の期限と期間
- (4) 移転地の用途
- (5) 当事者双方の権利と義務
- (6) 移転代金および支払方法
- (7) 違約責任

第 38 条 土地請負経営権の交換と譲渡による移転は、当事者は登記を求められ、県級以上の地方人民政府に登記を申請しなければならない。登記をしない場合、善意の第三者に対抗できない。

第 39 条 請負受託方は、一定期限内に一部あるいは全部の土地請負経営権を第三者に転貸あるいは賃貸することができる。請負受託方と請負委託方の請負関係は変わらない。

請負受託方が土地を他人に1年を超過しない期限内で代理耕作させるときには、書面による契約を結ばなくてよい。

第 40 条 請負受託方のあいだでは、耕作の便宜あるいは各自の必要のために、同一集団経済組織に属する土地の土地請負経営権の交換を行ってよい。

第 41 条 請負受託方は、安定した農外職業あるいは安定した収入源をもち、請負委託方の同意をえれば、全部あるいは一部の土地請負経営権をその他の農業経営に従事する農家に譲渡することができる。当該農家と請負委託方で新たな請負関係が確立され、当該土地における旧請負受託方と請負委託方の請負関係は即刻終結する。

第 42 条 請負受託方のあいだでは、農業経済を発展させるために、土地請負経営権を自発的に連合で株として出資し、農業の協同生産を行ってもよい。

第 43 条 請負受託方は、請負地に投入して土地の生産力を高めたことにたいして、土地請負経営権を法に基づいて移転するときに相応の補償を獲得する権利を有する。

第 3 章 その他方式の請負

第 44 条 家庭請負方式を採用すべきでない荒地、荒れ溝、荒れ斜面、荒れ干潟等の農村の土地は、入札、競売、公開協議等の方式を通じて請負を実施し、本章の規定を活用する。

第 45 条 その他方式で農村の土地を請け負うときは、請負契約を結ばなければならない。当事者の権利と義務、請負期限等は、双方の協議で確定する。入札、競売方式での請負は、請負費は公開で入札価格を競わせて確定する。公開協議等の方式での請負は、請負費は双方の協議で定める。

第 46 条 荒れ山、荒れ溝、荒れ斜面、荒れ干潟等は、入札、競売、公開協議等の方式を通じて請負経営を直接実行できる。また、土地請負経営権を株に換算して当該集団経済組織構成員に付与した後、請負経営あるいは株式合作経営を再度実行してもよい。

荒れ山、荒れ溝、荒れ斜面、荒れ干潟を請け負う者は、関係する法律・行政法規の規定を遵守し、水土の流失を防止し、生態環境を保護しなければならない。

第47条 その他の方式で農村の土地を請け負う場合、同等の条件のもとでは、当該集団経済組織構成員は優先請負権を有する。

第48条 請負委託方は、農村の土地を当該集団経済組織以外の各種団体あるいは個人に請け負わせるときには、事前に当該集団経済組織構成員の村民会議の3分の2以上の構成員あるいは3分の2以上の村民代表の同意を経て、さらに郷（鎮）人民政府に報告し同意をえなければならない。

当該集団経済組織以外の各種団体あるいは個人の請負では、請負受託方の資金・信用状況と経営能力にたいして審査を行った後、請負契約を結ばなければならない。

第49条 入札、競売、公開協議等の方式を通じて農村の土地を請け負うときは、法に基づいて登記して土地請負経営権証あるいは林権証等の証書を取得し、その土地請負経営権は、法に基づいて譲渡、賃貸、株化、質入れ、あるいはその他の方式で移転できる。

第50条 入札、競売、公開協議等の方式を通じて取得した土地請負経営権は、当該請負人が死亡したとき、その得べきであった請負の利益は、相続法の規定に基づいて相続される。請負期限内であれば、相続人が請負を継続できる。

第4章 争議の解決と法律責任

第51条 土地請負経営で紛糾が生じたとき、当事者双方は協議によって解決することができる。また、村民委員会、郷（鎮）人民政府等の調停による解決を請求することもできる。

当事者が協議や調停を望まないか、あるいは協議や調停が失敗したときには、農村土地請負仲裁機構に仲裁を申請するか、あるいは人民法院に直接提訴することができる。

第52条 当事者は、農村土地請負仲裁機構の仲裁裁決が不服であれば、受け取った裁決書の日付から30日以内に人民法院に提訴することができる。期限をすぎれば、裁決書はただちに法律的効力を発生する。

第53条 いかなる組織や個人であれども、請負受託方の土地請負経営権を侵害したときには、民事責任を負わなければならない。

第54条 請負委託方は、下記の行為のひとつに該当した場合、侵害の停止、現物の返還、原状の回復、妨害の排除、危険の除去、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない。

- (1) 請負受託方が法に基づいて有する生産・経営の自主権に干渉する行為。
- (2) 本法の規定に違反して、請負地を回収・調整する行為。
- (3) 請負受託方が土地請負経営権の移転を行うことを強要したり阻止したりする行為。
- (4) 少数は多数にしたがうことにかこつけて、請負受託方に土地請負経営権の放棄あるいは変更を迫り、土地請負経営権の移転をすすめる行為。
- (5) 口糧田と責任田等を区分することを理由にして請負地を回収し、請負の入札を行う行為。
- (6) 請負地を借金の代わりに回収する行為。
- (7) 女性が法に基づいて有する土地請負経営権を剥奪・侵害する行為。
- (8) その他土地請負経営権を侵害する行為。

第55条 請負契約のなかで、請負受託方の意思に背いたり、あるいは法律・行政法規に違反して請負地を回収・調整したりしてはならないこと等に関する強制的規定の約束は、無効である。

第56条 当事者の一方が契約義務を履行せず、あるいは履行義務が約束と一致しないときには、「中華人民共和國契約法」の規定に基づいて違約責任を負わなければならない。

第57条 いかなる組織と個人が請負受託方に土地請負経営権の移転を強制したとしても、その移転は無効である。

第58条 いかなる組織と個人が土地請負経営権移転の収益を無断で遮ったり割り引いたりしたとしても、それは返却されなければならない。

第59条 土地管理法規に違反し、土地を不法に収用・占用したりあるいは汚職・土地収用補償費用を流

用したりすることは、犯罪であり、法に基づいて刑事責任を追及する。他人に損害を与えた場合は、損害賠償等の責任を負わなければならない。

第 60 条 請負受託方は、請負地を不法に非農業建設に用いた場合、県級以上の地方人民政府の関係行政主管部門によって法に基づいて処罰される。

請負受託方が請負地に永久的な損害を与えた場合、請負委託方はそれを阻止する権利を有し、並びに引き起こされた損害を賠償するように請負受託方に要求する権利を有する。

第 61 条 国家機関およびその工作人員が職権を有利に用いて農村の土地請負に干渉したり、請負契約を変更・解除したり、法に基づいて請負受託方が有する生産・経営の自主権に干渉したり、あるいは請負受託方が土地請負経営権の移転をすすめることを強要・阻止したりする等の土地請負経営権を侵害する行為は、請負受託方に損失をもたらすので、損害賠償等の責任を負わなければならない。情状が甚だしい場合は、上級機関あるいは所在地の各種団体が責任者を直接処分する。犯罪である場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

第 5 章 附 則

第 62 条 本法施行以前に、国家の農村土地請負に関わる規定にすでに基づいてなされた請負は、本法の規定よりも請負期限が長期のものを含めて、本法施行後も有効であり、改めて土地を請け負うべきではない。請負受託方にたいして土地請負経営権証あるいは林権証等の証書を発給していない場合は、証書を発給しなければならない。

第 63 条 本法施行前、すでに留保されていた機動地は、機動地面積が当該集団経済組織の総耕地面積の 100 分の 5 を超えてはならない。100 分の 5 に満たない場合、機動地を増加させてはならない。

本法施行前に機動地として留保しておかなかった土地は、本法施行後機動地として留保してはならない。

第 64 条 各省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会は、本法に基づき、当該行政区域の実際の状況に応じて、実施規則を制定できる。

第 65 条 本法は、2003 年 3 月 1 日より施行する。